

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和２年８月28日（金）午後１時30分開議

開催場所

全員協議会室

会議に付した案件

- 1 行政区再編協議【行程３】区再編について
- 3－2 区再編のメリット・デメリット

13:30

- 1 行政区再編協議【行程３】区再編について
- 3－2 区再編のメリット・デメリット

◎結論

行程３－２、区再編のメリット・デメリットについて、協議しました。

◎発言内容

○高林修委員長 それでは、前回に引き続き、行政区再編協議、行程３、区再編についてのうち、３－２、区再編のメリット・デメリットについて協議を行います。

本日は、委員会に先立って25日の日付でお願いしてありましたとおり、委員の皆様のお考えになる区再編のメリット・デメリットについて、まず御意見を頂きたいと思います。

御案内したとおり、過去の委員会資料を掲示していただきながら御発言される場合は、委員会の開催日及び資料ナンバーを併せてお示しください。事前に配付した過去の資料の一覧表があると思いますので、それを参考によりしくお願いいたします。

今日のところは、先ほど申し上げたように委員の皆様にということですので、会派としての御発言でも結構ですが、まずは委員の皆様それぞれにお考えになる区再編のメリット・デメリットについて御発言をいただきたいと思います。これは順次お聞きするわけではありません。御発言のある方は挙手をしただいて、よろしくお願いいたします。

行程３－１で再編しなければならないこと、再編しなくてもできることを取り上げましたので、当然そのときの御発言とダブっても結構ですので、今日のところは行程３－２の大きな項目、メリット・デメリットについて御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○太田康隆委員 入る前に少し確認しておきたいのですが、行程３－２について議論することになっていまして、前回、削減額の正確な検証の議論をしたと思います。

それで、今回、委員長のほうからあらかじめ委員に対して１、区再編ありの場合のメリット・デメリット、２、区再編なしの場合のメリット・デメリット、それから３として、市民・行政・企業にとって最適な行政組織の必要条件という項目を記載したものを頂いています。この３のところですが、行程表

をもう一度振り返ってみますと、区再編のメリット・デメリットについて、行政側、市民側、企業側等あらゆる角度から検証するとありまして、この3の記載の市民・行政・企業にとってというのはそちらのほうにかかる修飾語だと思っています。最適な行政組織の後の必要条件という部分は、限定的なので割愛したほうがいいと思うのですが、行程2のところでも積み残している区の在り方、行政区の理解が委員の中である程度かけ離れているという気もしていますので、積み残しの区の在り方、それから浜松市の未来も含めて、この行程3で言われる最適な行政組織の中で議論させていただいたほうがいいかなと思っています。その辺のところについて確認をさせてください。

○高林修委員長 事前に配付した3番目、市民、行政、企業にとって最適な行政組織の必要条件ということなのですが、太田委員のおっしゃるとおりで、行程表に書いてある市民、行政、企業という言葉に倣ってこの項目を出しました。行程2－4で再三言われています、区の在り方、それから浜松市の未来についての議論をまた行程3でやっていただきたいという御発言もあったものですから、この行程3についてはそういう意味で、浜松市の未来も含めて御発言いただければ結構だと思います。

太田委員、それでよろしいですか。

○太田康隆委員 はい。そう理解してよろしいということですね。

○高林修委員長 はい。ただ、委員会の運営上、申しわけないですが、1の区再編ありの場合のメリット・デメリット、それから2の区再編なしの場合のメリット・デメリットについて、先に御発言をいただきたいと思います。

この1と2は表裏一体というところもあると思うのですが、いかがでしょうか。

○岩田邦泰委員 メリット・デメリットは、前回のときにも、その話をしてしまったものですから、もう一回やり直してみたいになってしまいますが、それでよろしいですか。

○高林修委員長 はい。繰り返しても結構です。

○岩田邦泰委員 そうしましたら、私の考えるメリットということでお話をさせていただきます。

まず第1に、再編をすることで、職員の数を増員することなく、区役所からの配置転換で地域コミュニティを担う協働センターの職員を増強することができるだろうということです。

それから、2番目として、それにより地域の課題解決力が上がって、住民自治の高まりが期待できるのだろうと思っています。

それから、3番目として、政令市が直接国と交渉していくことで効率よく対応ができるように、自治会連合会ぐらいの単位で地域が直接市の当局と課題解決をすれば、同様に効率的だと考えるからといったところ。

それから、4番目は、行政面で区によって濃淡が出てしまっているという現状も聞いておりますので、それが解消されるだろうと思っています。

それから、5番目として、総合窓口数を維持しつつ区役所の将来コストが削減できると思っています。

それから、6番目として、人口規模の大きな区になれば、地方制度調査会の方針に基づく行政区の役割の強化・明確化の検討の必要性が上がってくると思っています。

7番目といたしましては、区境をまたぐ校区です。何遍も出ていますけれども、地域と学校が協働で進めるコミュニティスクールの推進がしやすくなるということ。

それから、8番目としては、区をまたぐ隣接地の同じような課題を区ごとに対応することがなくなって、課題対応の効率が上がっていくだろうと思っています。これは私の住んでいる西区でいえば、例えば篠原町とそれから南区の小沢渡のあたりというのは、農業、それから沿岸地といったところで、砂の

問題ですとか冠水の問題などはほぼ同じなのだけど、区がまたいでいるというところでの課題です。

それから、9番目としては、再編で区域が広くなれば、これは県議会議員も含めてですけれども、無投票の選挙区が減って、市民の負託への責任が上がっていくだろうというあたりがメリットとして考えているところがございます。

それから、デメリットについてですけれども、私たちはということになりますが、1つぐらいかと思っていまして、それは住所表記の変更があるぐらいだろうと思っています。

では、再編しない場合のメリットということですが、こちら表裏一体で、住所表記の変更がなくなるといったこと。それから、再編しない場合のデメリットというと、先ほど申し述べた9項目のメリットが全てなくなるということだろうと考えてまいりましたので、御報告させていただきます。

○高林修委員長 今、岩田委員のほうからメリットを9項目おっしゃられました。なかなか運営の仕方が難しいのですが、まず最初の職員の再配置の問題について、岩田委員の御発言に対して御意見のある方。いかがでしょうか。反論でも結構です。これは区の再編が必要か必要でないかということの、結論に導く最終コーナーに入っていますので、今の岩田委員のメリットについて、それはメリットではないだろうという方がいらっしゃればここで発言をしていただきたいと思います。

○加茂俊武委員 これは、一つ一つみんな言っていって、それがメリットなのかそうではないのかということの一つ一つ検証していくのですか。

○高林修委員長 検証という言葉は少し当たらないと思うのですが、今の岩田委員のお考えに対してどう考えていただくかということです。もちろん、今までの資料を基に反論されるケースも出てくるとは思いますが、岩田委員の御発言、お考えに対して加茂委員のお考えを述べていただければ結構です。

○加茂俊武委員 そうすると、質問としてどのぐらいのイメージですか。例えば、協働センターにどのぐらいの人数を配置するお考えですかとかっていう具体的な質問もいいのですか。

○高林修委員長 結構です。

○加茂俊武委員 でも、それは行政側との絡みもあるし、一つ一つやっていきますか。

○高林修委員長 いや、詳しいお答えは多分できないと思いますけれども。

○加茂俊武委員 イメージを聞くぐらいでいいですか。

○高林修委員長 はい、そうですね。

○加茂俊武委員 それは答えられますか。

○高林修委員長 答えられないなら答えられないでいいと思いますけれども。

○岩田邦泰委員 こういう質問の形になると想像していなかったもので、少し面食らっているところも若干ありますけれども、ただ、今のお話で言えば、先ほども言いましたけどもコミュニティ担当職員を増やしていくということは重要だと思っているので、それが足りていないと思うところには増員というイメージなのだろうと思っていますし、足りているというところに無理につける必要はないと思います。そのあたりは実際設計していく中で検討されることだろうと思っています。

○加茂俊武委員 すごく細かいところまでこうしていくと、では地域コミュニティの手助けとは何で、足りているとはどういうこととてかという話に入っていく。ある程度の岩田委員が想像している形が見えないと我々も少し質問がしにくいですし、お答えもしにくいですね。というところで、一つ一つ意見を言うとしたら、全てを否定するものでもないし賛成するものでもないというところなんです。私はこのぐらいにしておきます。

○波多野亘委員 あんまり混乱させないような形で、確認だけ。校区の解消だとかそういったことは私もメリットにできると思います。併せて付け足していくと、警察とか消防の所管というものが区によって分断されるということはないのだろうなとは思っています。

協働センターに人を配置して、その職員をもって課題解決するだとか、連合自治会単位ぐらいで市とやっていくだとかということの中で、9項目の5番目だったと思うのですが、総合窓口は維持しながらコストを削減できるということをおっしゃいましたけど、この総合窓口は何を意図していますか。例えば区役所が総合行政をやっていく上でのということで規則にもなっているわけですが、イメージの中では潰してしまうのか、数はそのままという、どのようなものをイメージしているのか、まず少し確認させてください。

○岩田邦泰委員 すみません、説明不足で申しわけないです。これは以前当局から提案もあったと思いますが、今の区役所は（仮称）行政センターという形で残していくというアイデア、それは生かせるのかなと思いますので、窓口自体は残すことは可能だろうということで書かせていただきました。

○波多野亘委員 御承知のように、協働センターと区役所では扱っている業務数が違います。なおかつ、事業所として土木整備事務所だとか外にあるものも様々あります。厳密に言うともういったものは、総合窓口から少し外れるのかもしれないですけど、そのあたりのイメージというのはどうなのですか。例えば、第1種協働センターの中でも引佐や三ヶ日だとかは土木や農業関係も扱っていたり、あるいは上下水道関係も併設というような形であったりするんですけど、イメージとしてどんなものなのか少し教えていただければ。

○岩田邦泰委員 これは、次の3番目のところでも若干それに関係するところを考えていたところもありました。例えば土木の関係という、業者との窓口対応というのはこちらがやったほうがいいのかというふうに思ってもいいです……。

○波多野亘委員 （仮称）行政センターにあったほうがいいということですか。

○岩田邦泰委員 いやいや、例えば土木の関係は、個人ではなくて企業だとかが何かしらの申請に行くとすると、土木工事プラスアルファで、環境の観点であったり、いろいろな役所のほかの窓口も関係してくるところもあるとは思っているものですから、本来はそういったところは中央に集めておいて、そこの中での横の連携でワンストップができるほうがいいのかと私は思っているところもあるので、土木がそこにある必要は本来ないとは思ってはいます。ただ、地元のニーズというのか、特色のある地形を抱えているとか、そういったことに応じて臨機応変にやっていけばいいと思っていますし、波多野委員が先ほどおっしゃった、土木などは本来区役所の所管ではないのだけれどもというところで言うと、そういう配置も市が自由にできるような形を取れば一番いいのだろうとは思っています。すみません、答えになっていましたか。

○波多野亘委員 まあ何となくですが。

引き続き確認なのですが、4番目で、区で濃淡があるということをおっしゃいましたが、これはどういったことを指しているのか。

○岩田邦泰委員 いろいろな申請をしたときに、本来あってはいけないのですが、何区ではこの状態でよかったのだけど何区では断られたみたいな話が語られてはきたと思うのです。そういう、申請したら区によってなのか担当者レベルなのかでも本来違うかもしれないのですが、どこそこに行ったら断られたけど本当はそれで済んだみたいな話だとか、区ごとに濃淡ができているのであればそれは解消できるのだろうということで書かせてもらっています。

○波多野亘委員 区で濃淡とおっしゃったので、私がイメージしたのは、例えば地域のイベントだとか、あるいは、道路の修繕だとか予算的なもので、こっちは多いけどこっちは少ないみたいなものを少しイメージしてしまったものですから、確認させていただきました。

あともう1点。区で隣接するところで、先ほど篠原とかで農業というお話がありましたけど、ここについては、逆に言うところ2-3のところで、区予算となっているものと本庁の予算ということで、A経費、B経費のところでもやりましたし、あと計画が区との関わりでどうなっているかという部分で、例えば農業だとかそういったものは区にあまり特化していないというか、全体の計画でやっているということは確認されたことだと思いますので、一応申し添えておきます。

○高林修委員長 すみません、先ほど岩田委員の発言の1からと申し上げましたが、デメリットも含めると10御発言がありましたので、どの御発言でも結構ですので、まずは岩田委員の御発言について御意見のある方。

○太田康隆委員 行政区の数をいじって、あるいは区境を変更したりして、区を再編しないと決定的に解決しないことなのか、それとも所掌事務をしっかりさせて、区役所、協働センター、あるいは直轄の事業所、そういったものを機能させることで結果的に解決するようなこともあるという感じがしました。ですから、岩田委員御本人が触れたように、また私が先ほど申し上げたところで、区とは何なのか。協働センターに何をさせるのかという、本庁の出先機関との関係を整理しながら、どういう形が一番適正なものになっていくのかということも含めながら議論していかないと、それが直ちにメリットとかデメリットにならない、全体的にそういう印象も受けました。

もう一つ。今までずっと議論してきて、住民自治のところが委員の皆さんの中でなかなか共通の理解になっていない。言葉ではなくて、どんな課題があるのかということです。

さきの4年間の区の再編の議論のときには、当局の考え方は、区は減らして協働センターを機能させていくのだと、そこでコミュニティ担当職員を全てに配置して、地域課題を解決していくということだったのです。

それで、協働センターの成り立ちとか規模、それから所掌するエリア、コミュニティ担当職員の地域との関係の濃淡、あるいは地域課題が均一でないというようなこと、いろいろ調べてみました。

言葉で言ってしまうと、協働センターにコミュニティ担当職員がいれば全て解決するように思いがちですけれども、地域課題というのは一定のエリアで、その一定のエリアはどのぐらいのエリアが適切かは分かりませんが、あるときは機動的に、集中的に何人かを配置してとか、それから横の連携を取りながら、その地域の課題を先進事例、こういうふうにしたら解決したというような知見も交えながら解決していくという、そういうふうにはマンパワーをうまく使っていくことのほうがいいと思っています。そうすると1つずつの狭い人口、数千から1万とか2万とかって人口をカバーしている協働センターで担当者1人が苦勞するよりも、例えば区役所にそういうグループを置いて、それでアウトリーチで問題の出ている地域に集中的に行くというようなことのほうが解決しやすいという思いがずっとしているものですから、地域自治、住民自治の課題って何かないということも考え合わせながら、今後の議論をしていかないといけないという感じを少し受けましたので述べておきます。

○岩田邦泰委員 前段のほうの部分で言いますと、前々回の委員会で私も話をさせていただきましたが、ほとんどのことはコストをかければ今のままでも当然対応はできていくけれども、行政区を再編することによってもう少し抜本的な対策が取れるのだろうということで、初めに説明したほうがよかったかなと思いますが、それを御理解いただければと思います。

後半のほうの話ですけれども、例えばコミュニティ担当職員の仕事というの、地域のコミュニティーだけをやるのではなくて、先ほどの区をまたぐ隣接の同様な課題ということもありましたが、例えば私の住んでいる入野というのは、隣の佐鳴台とかと一緒に、夏に佐鳴湖の花火とかのイベントがあったりしますけれども、それは両方の自治会で連携を取りながらやっているのですけれども、区境があることはあるのです。そういったところは区境を越えて今もやっていますが、もっと区境を取り払って、近隣の自治会レベルのところともコミュニティ担当職員同士がネットワークを組むことによって、もっと周辺の関係人口ではないですけれども、関係自治会というのですかね、みたいなものをもっと厚くしていくこともできるのかなと思っていて、こういった話をさせていただいています。方法はいろいろあると思いますけれど。

○太田康隆委員 最後に言われたことというのは非常によく理解できて、恐らく成り立ちからそういう課題が地域によって全然違うと思います。12市町村合併で、少なくとも町村の区域があって、それが合併して浜松市になって、政令市になるときに区が設置された。区は少なくとも町村のエリアよりも大きいわけですから、今まで町役場で課題解決していたことが相変わらずその中である程度自己完結できるのです。だから、区境をまたぐ課題というのは、少なくともそういう場合にはあまり発生していない。ところが、旧浜松市を分区したところというのは、今まで一つの市としていろいろ交流があったりしていたところを分区していますから、何でこんなところへ人為的に区の線を引いたのだって、恐らくそれがずっときていると思います。

ですので、そういうことも考えながら、どうやって解決していくかということを、その地域によって違うということも頭に置きながら考えていく必要があるとは思っていますので、そこはよく理解できます。

○松下正行委員 住民自治の話がちらっと出ましたので、私の考えるところの住民自治の意見を言いたいと思います。

先ほど太田委員が、市の職員のマンパワーがコミュニティ担当職員以外にも必要なのは欲しいと。それは一理だと思いますが、私が思う住民自治というのは、あくまでも市がとか市の職員がとかっていう時代ではないと思っていて、あくまでも市民、地域が、自分たちの地域で自分たちができることはやっていくというふうに意識を変えていくべきだと思っていて、だから、市の職員が多い、少ないによってその地域の課題が解決するとかしないとかという問題とは別の話だと思っています。今までみたいな浜松市全体一律行政的な施策のやり方というのはもうこれからは駄目だと思っていて、それぞれの地域の特色に合わせた施策をいかにやっていくかというのが住民自治だと思っています。それは市の職員ということではなくて、逆に地域の住民がうちの地域はこういうことが課題だということをみんなで話し合っ、それを市にお願いして、市ができることはやってほしい、フォローしてほしいと、そういう地域づくりというか、地域の課題を解決していく仕組みをつくるべきだと思っています。だから、協働センターで全てが解決するとは思っていないし、例えば証明申請などについても、現状、協働センターで全部完結できないのです。今後そういうふうになるかもしれませんが、今は必ず区役所と連携が必要になっているわけです。

そうしたときに、区役所をなくしても、例えば前期の議論の中では行政センターという言葉が当局から出てきました。これについては、区長とか管理職もなくなるし、専門の仕事をする人がそこに張りつくことで、ここは人数も減るのではないかという議論だったと思っています。そういうことをこれから発展的に考えていかないと、今までと同一の考え方でやっていると何も変わらないと思います。

私が思うには、今の7区の体制でやれることはやってきたはずです。それでも、住民自治はそんなに発展していないという実感でありますし、前にも言ったとおり、区の協議会でも住民自治の話が、課題がありませんというのは、私も傍聴した折に聞いています。市から出る諮問についても、区の協議会に一律全て同じことを必ず聞いています。これが本当にいいのかという問題で、その区独自の案件はあまり出てこないのです。だから、こういったことも変えていかないと変わらないし、そのための区の再編ということにつながるのではないかと私は思っていますので、意見として言わせていただきます。

○高林修委員長 まさにそれがメリットの一つだということですね。

○太田康隆委員 僕も松下委員言われることはよく分かります。7月10日の委員会で委員から出していただいた区制施行によりよくなったこと、区の現状課題でも触れていただいたと思っていまして、コミュニティ担当職員が配置されたから住民自治がそこで完結するというふうには私は全く思っていないです。それともう一つ、行政、公がどこまで手を携えるかということも考えていかないと、何でもかんでも行政が、事務局機能だとかそういうところまで全部やってしまっているのかという話とか、地域からはやってほしいという話もあるでしょうし、そこは非常に難しい問題だと思います。

自治組織は、少なくとも任意の、行政の権力が及ばない組織にしておかないと自治運営というものはできないでしょうし、自治会が機能しないというのはまさに地域の問題であって、それをコミュニティ担当職員にしても市の職員にしても手を差し伸べて、それが機能するような環境をつくってあげることが公の仕事なのかなと思っています。だから、人口が減ってきて高齢化して、自治会が機能しなかったりNPOが機能しなかったりしてきたときに、それこそ地域自治組織的な、雲南市で総務省が主導してやっていたああいう、様々な団体が集まってそういう運営組織を組織して、できればそれは法律の裏づけがあればいいと思うのですけれども、そういうところに市が助成金だとか補助金を出してあげて少し援助してあげるといような、それでもって地域が回っていくというような組織も、人口が減っていくところとか高齢化が極端に進んでいるところは考えていかなければいけないのかなと思っています。

だから、全部一律ではないのだということです。区を再編しないと解決しないとかっていう課題とは違うところで、住民自治をどうやって充実させていくか、地域のコミュニティーをどうやって確保していくかという議論は是非していくべきだと私も思っていますので、全くそこは同感です。

○松下正行委員 少し誤解を招いてはいけませんので。地域の連合自治会とかNPOとか様々な団体があるのですが、そこが駄目だということを言っているわけではなくて、それなりにいろいろな地域があるので、頑張っているところとまだまだというところもある、そういう意味で言わせていただいたので、連合自治会とかNPOとか、地域の様々な団体を否定しているわけではありませんので、そこだけ言っておきます。

○高林修委員長 住民自治という言葉に対する定義はいろいろあるとは思いますが、ここはあくまで住民、市民が今まで以上に自治を強化するという意味合いでお話をしていただいていると思います。先ほど太田委員も浜松市の未来の姿というお話もされたので、まずベースとして、住民自治に対してもう少し御発言がある方がいらっしゃればおっしゃってください。

○関イチロー委員 ちょっと待ってください。その前に、住民自治というものと今のこの区のお話とどのような関連があるのかというのは、皆さんの御意見、もしくは委員長の意見も聞きたいのです。住民自治は住民自治で非常に大事です。かなり小さい範囲の中で大事なのですが、それと今のこの区の話というのは少し別個のものです。区を多くするか少なくするか、もしくは今のままでいいという話とこ

の住民自治というのは別個の話だと思いますので、もしそこに関連があるのだったらそこをお聞きしたいです。

○高林修委員長 いや、関委員、申しわけないですが私はそう思いません。今までの行程の中で住民自治についてはいろいろ議論してきましたし、先ほど申し上げたように、住民自治の強化について、区の再編のメリットと考える人と、そうではない考え方の人がいるわけですから、まずは住民自治をどのように考えるか、未来の住民自治はどうあるべきかということをここで話ししてもらうことについては全然問題ないと思います。

○関イチロー委員 いや、もしそうであるのだったら、区の現状、もしくは少なくなっていくということとの兼ね合いがどうなっているのかということをお説明いただけたらと思います。

○高林修委員長 すみません、もう一度おっしゃってください。

○関イチロー委員 例えば、今のままの7つの区と住民自治というものの関係と、区の数が少なくなった場合の住民自治というのはどういう影響があるのですか。

○高林修委員長 いや、ですから、そういう条件付与でもって想定した話ではなくて、今私が皆さんにお願いしているのは、未来の浜松市における住民自治がどうあるべきかをまずおっしゃってくださいということなので、そこから話をスタートさせてもらいたいと思っています。

○森田賢児委員 冒頭、委員長からも、再編が必要か不要か結論を導く上で最終コーナーに差しかったという表現でしたかね、詰めるところまで来ているというような御発言もありました。その思いは全くもって同じです。

その上で、加茂委員の御意見とも一緒なのですが、これまでのいろいろな議論も踏まえて、あんまり細かいところを言っていっても、結局各論の議論になってしまう気がして、この区の再編の議論はやはり浜松市全体を俯瞰して最適化・効率化を図っていくべきものだと思いますので、あえて今回大まかに出してきましたので、それをお示ししたいと思います。1番、2番のほうがいいですか。3番までいいのですか。

○高林修委員長 まずは1番、2番をお願いします。

○森田賢児委員 1番の区再編ありの場合のメリット・デメリットということでお示ししたいと思います。

まず、メリットですが、先ほど来も出ていますが、やはり行政運営の効率化。これは財政的なところももちろん含めてです。職員数や職員の配置、これらも含めた全体的な意味での行政運営の効率化。特に財政面は、このコロナ禍において一段と重要さを増していると思います。

そして、学校区、町内のコミュニティーの分断や無投票選挙区の解消が大きなメリットだと思います。デメリットとしては、当然、区の名前が変われば住所録や印刷物などは変えていく必要がありますし、再編するとなれば当然初期コストがかかってきますので、この辺はデメリットだと思います。

2番の区再編なしの場合のメリット・デメリット。

デメリットは、今言ったメリット、行政運営の効率化だとかコミュニティー分断や無投票選挙区が解消されず現状維持として残ってしまうこと自体デメリットになるだろう。まさに表裏だと思います。

メリットは、職員の負担が現状維持になることだと思います。どういうことかということ、今の制度を変えていく、改革というのはそもそもエネルギーが要ることですから、それをしないとなくなってしまうわけですので、職員の負担というのは現状維持になるかもしれません。しかし、これはエネルギーをかけてでもやるべきものだという点に関しては、我々の会派としても一貫して言っているところであ

ります。

メリット・デメリットについては、私からは以上です。

○高林修委員長 ありがとうございます。

職員の方の負担が現状維持というのは、今までそういう御発言はなかったので非常に興味深いので、ここは当局には聞きたいところだけどやめておきます。

今の森田委員の御発言について御意見のある方。先ほどの岩田委員の御発言についてもここで打ち切りではないので、併せて、委員間討議ですので自由に御発言をいただければと思います。

○岩田邦泰委員 先ほど委員長もおっしゃいましたけれども、職員の負担が現状維持という発想は、言われて確かにああそうだなと思ったのですけれども、目指すところは将来的に浜松市がきちんと維持できていくかということになると、現状維持をメリットと取ってしまうといけないのだろうなと思ったものですから、いい着眼点だと思ったので意見させていただきました。

○高林修委員長 ほかにいかがでしょうか。

○太田康隆委員 岩田委員も触れられたのだけれども、無投票が減るところですが、そういうのはメリットなのでしょうか。また違う、複雑ないろいろな理由があると思うので。住民自治を担う一つの柱は議会ですから、結果的にそういうものがなくなって、間接民主制の住民の意思が選挙という形を通じて反映されていくということは理想ですが、だから区を再編するということに私としては結びつかないと思うのです。結果としてはあることかもしれませんが、何か御意見があれば。

○松下正行委員 今の太田委員の話ですが、僕はどちらかというと、無投票になる、ならないということよりも、区の再編があれば当然ながら議員の定数も削減というふうになると予想しています。これはなってみないと分かりませんが。それで、これまでの経緯で言うと、浜松市が12市町村で合併をして、合併をする前は、それぞれの議員を足すと200名以上いたということで、それが65名になり46名になってきたということで、議員の定数が減ることによって削減効果が出るということのほうが僕は大きいと思ってまして、そこは無投票、無投票ではないというより議員の定数の削減ということが区の再編によって出るとすれば、大きな削減効果、メリットがあるのではないかと考えています。

○高林修委員長 太田委員の投げかけに松下委員がお答えいただきましたが、森田委員はいかがですか。

○森田賢児委員 個人的に申し上げれば、現状の法律の中では必ず2つの区は設けないといけないので、その線引きは少し置くとして、この浜松市の市議会議員というのは、線引きに関係なく、浜松市のために仕事をしていくということを考えたときに、例えば北区にも太田委員に投票したい人がいる中で、わずかな線引きの境目のために太田委員に投票できないというのは、その方にとっても浜松市にとっても非常に不幸なことだといつも思っていて、県議会議員は特に、現状、中・南以外は全部無投票です。

本来はそういった線引きによって無投票をなくしていくのではなくて、あらゆる人が政治という仕事にチャレンジできる環境になるのが一番望ましいとは確かに思いますけれども、やはり現状ではそれなかなか難しいのが現実であって、今回、太田委員のおっしゃるとおり、結果としてそれが解消されるのであればメリットの一つだとは思っています。

○太田康隆委員 議員定数が削減できるということでは、行革の面では確かに合併のときが最大だったわけで、216人いたのが結果的にこういう状態になっていますから、それはそうだと思います。

もう一つ、狭いエリアで議員をやっていて、それがやがてもう少し広いエリアで少ない議員定数になっていった経験から、それがどういうことかというのもつくづく感じています。議員定数を削減してい

くことは行革にはつながるのだけれども、広い区にしていくと空白区が出てくるだろうと。その空白区も、議員が、組織代表ではなくて、一定の地域の代表だという前提で話をすると、そういうところからの住民の声もきちんと反映していくようにしていけないといけない、そういう責任も出てくるのです。

それから、天竜区に限って言うと、合併後これまで、有権者数からすると配慮してきたというふうに思っています。そういうものが例えばなくなって、垣根が取れて広い選挙区になっていったときに、そういう配慮ができなくなるのです。だから、それは多分デメリットという形で出てくると思いますので、どういうエリアを区としていくかということと、そこから議員がどう選出されるのかというのは非常に慎重に考えていかなければいけない。合併というのは非常に一気に変わりますので、もう維新みたいなことで、みんながまあこれはしょうがないなということできたわけですけども、これから区を再編していくということについては、そこは慎重に考えて、どういう形がいいのかという議論は必要なだろうと思います。

○松下正行委員 今の太田委員の話にも一理あるわけですが、逆に言うと行政マンも同じことが言えると思っています。周辺の職員の方は、例えば中核市でもない市町がいきなり政令市の業務をやるとするのは、かなり負担だったと思います。例えば議員定数が削減された場合、今のテリトリーから広範囲になるが、それはそれで議員が頑張るしかないと思います。

○酒井豊実委員 2つの会派から、無投票区を解消していくというふうなことでの合区の内容も語られましたが、これは地域の民主主義の力、活力に関わることだと常々思っていますので、合区だとか区の再編には直接的な関係性はないと判断をしています。

浜松市も、非常に広大になったとはいえ、基礎的自治体ですから、議員としての役割というのは、最も住民に近いところで生の声を自らが議会で反映させて審議することだと思っておりますので、大きくしていくことのデメリットのほうが多に多い。先ほど太田委員の発言にも若干ありましたけれども、とりわけ天竜区などでは、人口は少ないけれども面積的には浜松の6割を占めるようなところですから、非常に大変な思いをして活動しているというのが天竜区選出の3人の議員の実態であり、また、住民の方にとってはなかなか伝え切れないというところのフラストレーションがあるということも事実なので、そこには住民主体の民主主義の一つの在り方、形として、合併によってかなり無理が生じていると常日頃感じていて、できる限り小さな面積、できる限り身近なところでの枠組みが必要だと思っているところです。

それで、重ねて言いますと、地域づくりという点ではNPOの力が非常に強いということを北遠にしていると感じているわけです。NPOにも様々あるわけですが、天竜、あるいは私の地元の熊、それから佐久間、水窪、春野、龍山におけるまさに地域づくりNPOという性格のものは、もう長年の歴史を重ねていまして、熊、佐久間に代表されますけれども、文字どおり住民自身が地域の活力となって、それで問題解決を住民自身が果たしていくと。そして、実行委員会をつくり、事務局となり頑張っているという姿で、そこへ協働センターやふれあいセンターといった市の職員がサポートをする。あるいは、法的なサポートをしてくれる。それらがうまくかみ合って、非常に厳しい中でありながら前へ進むという形になっているわけで、そういう地域づくりNPOが地域を守るという姿、そのくくりとしても、やはり区としての単位は小さいほうがいいし、共通課題で進める。行政の見える化、温かい市政という点では、現行の区という塊が非常に適正ではないかと思っているところです。

○森田賢児委員 酒井委員にお尋ねします。

私も北遠地区のNPO活動をされている方に数少ないですけどお会いして、そのようなお話を聞いた

ことがあって、すごいなと思っていますし、今酒井委員がおっしゃっていただいたのは、本当に北遠地域における素晴らしい特色だと思うのです。では、これって区を変えたことによって失われてしまうようにお考えになるのでしょうか、教えてください。

○酒井豊実委員 そもそも、例えば佐久間のNPOは、合併によって基礎的自治体としての佐久間町がなくなるということで、住民自らが行政サービスの一端も担いつつ、自ら守らなければならないということで立ち上がったものです。熊のNPOの立ち上げというのはそうではありませんけども、昔からの住民自らが自らの村を、地域を元気にし、子供たちの未来を支えるという活動が連綿として行われてきた、その上に立っているという特徴があります。若干違いがありますが、それぞれ同じような中山間地域あるいは山間地域、そういう暮らしの条件、行政サービスの共通項を持ったところが一つの行政の塊として運営されるということは、ある意味最も効率がよろしいし、ガラス張りで透明性がいい、空気の流通がいいと、そんなふうに思っています。その共通性というところの課題の中で、合併時の様々な協議の苦渋の中で現行の7つの行政区が選択された。問題は残しながらも選択されたと思っていますから、私としては合併時の職員の皆さん方や各自治会や首長さんの努力とかそういうところをしっかりと押さえながら今日の協議にも臨んでいます。

○森田賢児委員 ありがとうございます。そのとおりなのだろうなと思うのです。ある意味、先ほどの住民自治の話にも置き換えられる話かなと思って聞いてました。なので、私の印象としては、この天竜区ならではのNPOとの関わり合いですとか、まさにおらのまちはおらたちでという住民自治、この天竜区における素晴らしい住民自治が、では、区を変えたことによって失われるかといったら、逆にとてもそういうふうには思えないのです。そんな程度のものではないのだろうと思っておりますので、御意見として承りました。ありがとうございます。

○高林修委員長 今の酒井委員、それから森田委員の発言に絡めて、住民自治について再度お尋ねをしますが、何か御意見のある方いらっしゃいますか。いかがでしょうか。

それでは、発言しますので、副委員長、いいですか。

○鈴木幹夫副委員長 はい、お願いします。

○高林修委員長 住民自治の言葉の定義ということを少しお話しさせてもらいましたけれども、太田委員は常々住民自治というのは議会が担うものだ。まず、地域を代表して議員が選ばれているわけですから、住民自治の言葉の定義の中には団体自治とは別の、議会が住民自治を担うものだということもありますし、今までの議論の中で、住民自治というのは地域コミュニティーとかっていう言葉に表れるような、地域の人たちが頑張るということもあるわけです。そういうふうな2つの意味があるということとは皆さん否定はしないと思います。

それで、議員の数の話とか空白地の話がありましたが、酒井委員と森田委員のやり取りもお聞きして感じてはいるのですけれども、議員が地域を代表している存在であるということを私も否定はしません。ですが、仮に空白地になった場合に、もう一つの意味での住民自治がそれを補完することはできないのでしょうかということもあるとは思っています。

浜松市の未来の姿をどういうふうにイメージするかよく分かりませんが、やはり地域代表者としては議員の存在が欠かせないということであれば、確かに区の再編はなかなか難しいだろうというふうには思いますが、そこら辺も含めて、改めて住民自治について御発言のある方いらっしゃいましたらお願いします。

○酒井豊実委員 住民自治といいますが、市民と行政のいわゆる協働という点なのですから、現

状はNPOの活動とか地域づくりの様々な活動団体が提案をしたり課題解決で頑張ろうとしても、区段階で、あるいは協働センター、私の地元ではふれあいセンターなのですが、そこで解決できるということとは非常に小さいのです。職員との関係ではサポートしていただいているが、区役所段階でも解決できない大きな問題が非常に多くて、結果として、本庁にある市民協働・地域政策課の職員の皆さんは、夜でもいつでも山のほうまで行きますと言っているのですけれども、それはなかなか大変な状況ですので、区段階でワンストップで、そこで解決していくという方向で、都市内分権ということはどうしても言わざるを得ないと思います。それは北区であっても東区であっても西区であっても、浜北区であってもそうだろうと思います。そこら辺の、それぞれのなかなか解決しがたい課題が区の協議会など傍聴しますと他の区でも出ているところなのです。そのところとして、住民に身近なところの区役所の必要性、それを発言しておきます。

○松下正行委員 今、酒井委員から区役所でも解決しないものをどうしたらいいかというような趣旨だと思いますが、私は区で全部やるというのはベターではないと思っています。なぜかという、最終的には本庁が絡むことが大事だと思っていまして、天竜区の事例を出しますが、アワビの陸上養殖は市の職員が提案をして地元の方々とやって今走り出して非常に注目を浴びているということが1点。もう一つは天竜の最大の産業である林業です。これは天竜美林と言われてそれを世界の認証であるFSCを取得させたのも本庁です。本庁が動かなかったらこれらはできません。

そういった意味では、先ほども言いましたけれども、それぞれの市内の地域の特徴を最終的に政策に反映して大きなこととしてやるのは本庁しかあり得ません。ですから、区役所で幾ら頑張ってもできないものはできないのです。そう考えると区はなるべく減らして本庁の責任においてそれぞれの地域の課題を解決する、政策によってその地域を発展させていくという責任があると思います。それともそもそも地元の方々もできる限りの努力はしていただかないと、全て市にお任せということではこれからだめだと、もう何回も言っていると思いますが、そこで初めて協働が生まれてくるということなので、私的には別に区役所があるからとかではなくて、基本的に市の役割は本庁が全て責任を取って政策を展開していく、その中で地域としっかり協働していく、市民、住民、自治会、そして様々な関係団体と連携していけばいい話で、そこで初めて顔が見えていくと思います。区役所が今の7区そのまま存続しなければできないことが現状あるとすれば、それはもう少し分かりやすく効率よい組織にしていけるべきで、そういう意味で区役所をなくしていけばいいのではないかということと、浜松市全域を線引きするということが本当にいいのかどうなのかということもあるわけです。今現在でも線引きは越えて地域の固有な文化とか歴史というのはそれぞれやっているわけですが、私は本庁のほうで政策をしっかりとやるころが最終段階かなと思います。

○高林修委員長 すみません、1と2のメリット、デメリットの話でお願いしたいというふうに始めましたが、ほぼ3に入っている御意見も出ているように思います。このところは1、2、3も含めて御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○太田康隆委員 3については、きょうのところは余り整理してきていないので次の機会にやっていただきたいと思います。住民自治のお話が出ました。まずそのところだけ少し触れさせていただきたいと思います。先期の区の再編の議論の中で、今後の住民自治、行政サービスのあり方、新たな行政区、行政サービス提供体制について議論してきました。何回も同じ議論はしないということで今期の特別委員会は始まっていますので、ぜひそのときの資料を見ていただきたいと思います。

その資料の2ページに、住民自治、行政サービスに対する基本的な考え方という部分がありまして、

ここに住民自治について書かれています。一つは議会と区協議会が本市の住民自治の根幹であると、それから市民の身近な活動拠点であって云々と書いてありまして、それでその当時の浜松市としては、区ではなくて、協働センターを拠点にしてそれを実現していきたいということでした。

もう一つ、地域コミュニティの支援ということで、これも住民自治に大きく関わることですけれども、自治会が非常に高い組織率になっていて、自治会を中心に地域のコミュニティが成り立っているから、地域コミュニティをしっかりと支援していくと。そのときにコミュニティ担当職員の機能強化と組織的な支援体制を構築していくのだということです。平成24年12月に協働センター条例ができて、コミュニティ担当職員が配置されたと記憶しています。ですから協働センターに配置されているわけですが、それがいいのか。僕が先ほど申し上げたように区にある程度集約したり、あるいは基幹の協働センターに集約したりして、アウトリーチで集中的にそのパワーを発揮していくほうがいいのかということはこのからの課題としてあるのかなというふうに思います。

それから、協働センターを拠点にしているいろいろやっていくということに関しては、果してそれが本当にいいのか、冒頭申し上げましたように、区の機能と協働センター機能と本庁機能というものを、事務分掌も含めてしっかり議論していくことが大事だろうと思います。住民自治に関してはそういう思いです。

戻りまして、メリット・デメリットということでもいいわけですね。

○高林修委員長 結構です。

○太田康隆委員 そこも含めて、私が考えるメリット・デメリットに触れさせていただきたいと思います。区を再編して数を減らすことのメリットということでは、8月13日の議論で資料要求していますけれども、平成30年2月に議論している、合区による職員数算定のイメージという資料がありまして、結局ここで言っていることは、合区すると何が減るかという与管理職が減るのです。だから区役所の課長であるとか区長の数が減る、そういうことが一番大きいと。ですから区の数減らせれば合併と同じように当然ですけれども、管理職の数が減る。ただその管理職という職制は減るのだけれども、もしかしてその1人工としては別の仕事をやるかもしれません。それはまた別な話で、管理職としては減ると。それから、区の数減って、区役所をなくすとすれば、その維持管理費は減ると。だけど、別の機能をその施設に与えて利用していく分にはそこは減らないわけです。それが再編することのメリットなのかなというふうに思います。

そのときに、再編するということは区を大きくすることですから、規模のメリットがどういうふうに働くのか考えなければいけないと思うのです。規模のメリットが働かないのであれば再編のメリットというのは余り出てこないだろうと思います。それで、合併のときの規模のメリットというのは明らかに行革効果として議員の数減ったり、首長の数減ったり、それから町役場の数が結果的に協働センターになったので、施設そのものは残ったのだけれども、少なくとも人件費という意味では減ってきたと思います。

では再編するということでのデメリットですけれども、僕は幾つかあると思っていまして、まず浜松市区における総合行政の推進に関する規則について、これまでも何回か触れさせていただいています。これは平成19年に指定都市になるときにつくった規則です。この規則をずっと読んでいくと、区長というのはすごい権限を持っていまして、本庁との連絡調整であるとか、情報収集であるとか、本庁直轄事業所も含めた横の連携を区でもってできるというふうになっているのです。だからこの規則にのっとって区長が本来的な機能を発揮すると、基礎自治体の市長とまではいきませんが、相当なことか

きる。それから専決事項も決められていますし、非常勤、会計年度任用職員、そこら辺の任免についても権限を持っている。それを人事権と言うかどうかですが、相当なことができると思っています。例えばごみの焼却場であったり、そういう基礎自治体を持っているフルセット行政ではないけれども、区で本庁とは違うことではございますけれども、相当なことができることはできるのです。その拠点が減ってしまうということがデメリットだろうと思います。

それから、災害対応の拠点が減る。これは、今、区役所は災害対応の拠点としての機能を持っていますので、それが減るということだろうと思います。これについても行程3-1のところで資料要求しました。7月10日ですけれども、もしお持ちの方はぜひ見ていただきたいですが。

○高林修委員長 太田委員、少し見てもらう時間。今日は全部持ってきてくださいと言ってあるので。

○太田康隆委員 危機管理課に要求してA4のぺらで7月10日に出していただいた各区における災害対応について、資料1-①②というのかあると思うのですけれども。

○高林修委員長 少し時間を取りますので、それを皆さん出してください。よろしいですか。

では太田委員、どうぞ。

○太田康隆委員 先に下のほうからいきますけど、2として災害対策本部体制での各区の配備計画というものがあります。これは令和2年7月1日現在、この資料がつくられたときのものですけれども、災害対策本部が設置される要件がありまして、災害によって、例えば大雨、暴風雨、大雪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき、あるいは天竜川、都田川の水位が氾濫危険水位に達したときは、第1次配備体制、災害対策本部体制がとられます。ここに書いてあるのが第1次配備ということですが、中区75人、東区41人、ずっといって区の合計で363人、本庁には2466人、合わせて2829人が配備されるのです。実際、災害は本当に多くなっていますので、少し区の配備人数が少ないのではないかと個人的には思っています。それはこっちに置いておいて、第2次配備というのはそれよりもさらに危険度が増して、例えば天竜川、都田川でいうと水位が天端高に達したときとか、そういうような状況です。ですので、第2次配備では各区の合計でいうと115人、本庁も450人が増員されてくるということです。第3次になるとまたさらに危険度が上がってさらに配備されますので、合計欄で区では各区に593人、それから本庁に3480人が配備されるということです。

本当に災害が各地区で発生しているようなときに、区役所とかがどう動いているかということが実際にありますので、実例を見ていただくと分かると思いますけれども、やっぱり災害のときは区のマンパワーというのが非常に重要だということです。これが区が大きくなってしまいますと、同じ区の中でも、実際に災害が発生しているところとは違うところがあったりすると、なかなか機能が発揮しづらくなってくる、区が大きくなるともっと遠くなってくるということがあられると思うのです。

それから、地区防災班員というのが各避難所に対応する職員で、上に書いてあるものは、災害対策本部体制にはなかったけれども、事前配備体制になったものの最近の事例です。事前配備体制というのは実は3つありまして、その中の一番災害として危険度が増しているのが災害対策連絡室体制ということです。ここに書いてある3つとも災害対策連絡室体制になったときの配備状況です。細かく見ていくと、ちょっと時間かかってしまうのではしよりますけれど。

○高林修委員長 なるべく簡単をお願いします。

○太田康隆委員 はしよりますけど、私が言いたいのは、平成30年の7月豪雨、それから台風24号も次の19号も、ダメージを受けやすい地域というのが必ずしも同じ場所ではないということです。だから北区とか天竜区が物すごく配備が厚かったり、台風24号などになりますと今度は西区、南区とかの配備

を厚くしないといけなかったとかそういうことがありますので、これだけ広域な1500平方キロメートルの中で1か所で同じ災害が起きるということありませんので、そういう意味では、防災対応としては拠点を分散していたほうが対応しやすい、それからリスク分散にもなるのだろうということで、再編して数が減ってしまうと、デメリットとして出てくるのではないかと考えているということです。

それからもう一つは、地域力向上事業、これも行程3-1のところで資料請求しましたので、お持ちの方は見ていただきたいですが、7月10日の資料2ですが、非常に細かくて見づらいですが、説明を少しだけしますと、政令市になって区ができて、それぞれの区ごとに、当初はがんばる地域応援事業という名称でしたけれども、地域の固有の事業に取り組んでいただきました。目指すところは区民意識の醸成とか、区の一体性を確保するというようなことで、区ごとにそれぞれ取り組んできた事業です。今は地域力向上事業という名称でもってやっていますが、このときにもお話ししたように、特に助成事業、助成金を頂いてやる限度額200万円の事業の申し込みが減ってきていると。それは地域力向上事業の仕組み自体に問題があるのかもしれないし、もう少し使い勝手のいいものにしていただいたほうがいいのかもしれません。こういった事業で今まで各地区で、地域文化を醸成するような働きが現実にあリまして、例えば東区などでも当初東方見聞録という東区の文化を集めたような冊子をつくっていただいたり、松島十湖の俳句にちなんだ俳句の会をやっているとか、そういう地域の文化を非常に大事にするということが実際に起きてきたわけです。今まで気づけなかった、区のエリアにそういう文化があるということが分かってきたわけです。ですから、地域文化や個性が、区を大きくしていってしまうと、求心力が当然希薄化しますから、そういった心配があるということがデメリットとして挙げられるのではないかと思います。

これは一見大したことではなさそうですが、実は重要な問題があつて、地域のために頑張ろうという気持ちは非常に重要でして、一番小さくは自分の家族のために頑張ろうですが、それが大きくなって、一定のエリアのために頑張ろう、地域のために頑張ろう、市のために頑張ろう、国のために頑張ろうと広がっていくと思うのです。そういうこの地域のためにというのが広がっていったときに、区とは人為的に線を引くわけですから、それを広げることが果たして本当にいいのかというのは分かりません、予測が付きませんが、僕はあまりいじるのはよくない、大きくするのも問題なのではないかというふうな……。

○高林修委員長 太田委員、すみません、そこはだからはっきりデメリットというふうに……。

○太田康隆委員 デメリットで言っています、今。

現状維持していく、この7区体制を維持していくことのメリットは、今申し上げたデメリットの逆に、総合行政の拠点が一定のエリアの中にあるとか、防災対応の拠点が一定の市域の中にあつてリスク分散にもなるとか、マンパワーも生かせるとか、地域文化の求心力を維持する環境が整いやすいとか、地域力向上事業に求心力を与えることができるとか、そういうことがメリットになってくるのかなと思います。

それから、一定の規模で区を考えていくというのは、いろいろな課題の優先順位を、その地域の中で把握、取捨選択して進めていくとか解決していくということにもなるので、その一定のエリアというのは、あまり大きくてもいけないし、あまり狭くてもいけないのだと思います。

それで、区を再編しないことのデメリットです。平成25年10月の資料で区制度の検証というものがありました、それを読みますと、課題としてこんなことが記載されていました。新設区役所と既存の協働センターが近接している地域があつて、サービス機能の重複がある。二重行政というか、重複してい

るというのは解決していかなければいけない問題だろうと思われま。これは再編しないことのデメリットなのか分かりませんが、課題だろうと。

それから、事務執行のための本庁・区役所の間の調整に時間と手間がかかるということもありまして、こういうことも課題です。そういう課題として把握されているところは、どういう体制になったとしても解決していかなければいけないことなのだろうと思いました。

○高林修委員長 私のほうから確認ですが、最後の2点については、デメリットではなくて課題であるということですので、再編することによってそれが解決されるというメリットにはならないということによろしいですね。太田委員の考えは、最後の2点はあくまで課題であると。

○太田康隆委員 そうですね、再編しないと解決できないという問題でもないですね。

○高林修委員長 再編すれば解決できるメリットというものは……。

○太田康隆委員 確かにメリットではないです。

○高林修委員長 それともう1点なのですが、やっぱり少し前の話がどうしても出てきて、例えば今の松島十湖さんの話とか東方見聞録の話は、私も東区なので分かるのですが、行程3-1の区の現状のところ区制施行でよかったことの中で、地域資源が掘り起こされというお話をされていますので、申し訳ないですが、今後の議論の中では、なるべくそこは二重にならないようにお願いします。

それから防災・減災の話の中で、区のマンパワーとおっしゃったけれども、区役所のマンパワーということではないかと思うのですが、そのところはどうかですか。

○太田康隆委員 災害対応の区役所での職員のマンパワーです。

○高林修委員長 区というのは少し語弊……。

○太田康隆委員 区役所職員のマンパワーですね。

○高林修委員長 ですね。

今、太田委員の御発言がありました。たくさんおっしゃっていただきましたが、1点、2点もし拾っていただいて御発言があればよろしくをお願いします。

○岩田邦泰委員 すみません、私も不勉強なのですが、災害対応拠点というのは現状区役所が担うということだと思っているのですが、区役所が集約された場合には、当然それに代わるものは必要になってくるのだらうなと思っています。私は、区役所が例えば1か所に集約されたとしても、そこに全員が行ってしまうから、地域地域で災害に対して迅速化ができなくなるというのは少し違うと思っています。現状のやり方だと当然区役所になってしまうのでそうだと思うのですが、今後、集約再編を検討していく中では、防災拠点の在り方ということもしっかりと議論されてくるのだらうと思っているので、デメリットというのは違うのかなというのが1点。

それから、地域力向上事業のところですが、合併政令市の検証の71ページの説明を受けたときにも、文化事業というのは今後も継続していくという話もあったので、私は地域力向上事業の中で文化的なものというのが生き残っていくのだらうと思っています。

ただ、3月の本会議でも質問しましたが、この地域力向上事業を使って、体験型の自転車の交通安全に関する教育というのを西区でやっているのですが、私は逆にこれは全市でやったほうがいいのかと提案もしたのですが、結局今回この地域力向上事業の中にくられてしまっているのです。ほかの区だとかにそれが波及しないというのはデメリットだと思っているところもあるので、もう少しそういった部分も見つっこもあるべきだなと思っています。

○太田康隆委員 防災の関係ですが、災害対応の拠点という言い方をさせていただきました。もとの

なっているのは、災害応急対策計画をつくってその計画に沿ってこういった配備体制をしいていくということになります。上の表でもあるように、実際の豪雨災害だとかのときには、協働センターという内数で書いてあると思いますけれども、協働センターに張りついていた職員も当然いるということです。特に北区とか天竜区は、合併前の旧町村が第1種協働センターになっていますので、エリア的にそういうところにも張りつかないと対応できないということなのだろうと思います。

そういう配備計画というのは、計画はできるのでしょうけれども、住民からの通報というのは区へ入るのです。区で今回のこういったときの対応を聞いてみると、実際には職員はそんなに出ていなかったとのことです。ある場所で崖崩れがあったものですからそれを見に行って、実際には職員がいなくなって、電話しても通じなくなってしまったということでした。災害の程度にもよりますが、区役所で一定の人員が張りついていたほうが住民としては安心できると思います。

それから、地域力向上事業については、全市的にやったほうがいいものとか、あるいは一定のエリアでやったほうが効果的なものというのは当然あると思いますので、浜松市としてアピールできることとか、それからそうではなくて本当にローカルな、その地域だからアピールできることというのはあると思います。全額市の助成ではありませんので、主体となる方たちも負担してやることですから、そのときの意欲からするとそれなりの効果が発揮できるエリアというのが当然出てくると思います。それが人口10万、15万あたりの今の区のエリアぐらいというのは、それが倍の広さになったら意味ないかということではないけれど、それはそれで意味があるのかなということなのです。

○岩田邦泰委員 それを探っているかもしれない。頑張ります。

○松下正行委員 私も今太田委員の言った話の中で引っかかるところがあって、区役所は災害拠点とか、様々な部分で市民が問い合わせするのは区役所だという話をされましたが、先ほども太田委員自身も、酒井委員も言ったと思うのですけれども、区役所へ行っても解決しない場合があるのです。僕らも区役所に話をしたら、ちょっと分からないので本庁に確認しますとかと言って、そのままになってしまって、あれはどうなったのと聞くと、忘れていましたとかいうこともあったりして非常に頭にきたのですけれど。だから効率のよい組織を考えたときにあまりクッションをたくさん置くと、市民からすると面倒くさいわけです。協働センターへ行っても区役所へ行けばいいよと、区役所へ行ったら区役所で解決せずに最終的に本庁へ行っちゃったという場合は、3か所行くわけです。電話でもいいので区役所へ言ったらすぐ答えが出る場合の方がよっぽどスピーディーで市民にとっての利便性が向上しているという話になるわけです。そういうことを考えると、区制というのは建物とか組織という意味でもないし、線引きをするということが、先ほどの地域力向上事業もそうですけれど、別に区がまたがっているものでも別にいいわけで、だめだと言っているわけではないので、区を現状のまま維持するのと、区の再編で区役所が減って地域が拡大するので、例えば求心力がなくなるというのは僕は少し違うと思うのです。地域でやる文化なども地域でやればいいし、それをもっと市内全域に広げたいと思えば本庁と絡みながらもっとやるということです。逆に、西区単独の事業として、今年は中止になったのですが、うなぎまつりというものがあります。私は、これなどは本当に全市でやったほうが浜松のウナギというもののPRになるし、さいたま市とは交流をやっているのですが、西区というよりも本当は浜松市全体で他都市とは交流したほうがいいと思っています。そういったこともあるので、そこは区の線引きとか区役所がない、そういうことでなくて、例えば先ほどの防災の話も、拠点として区役所が絶対に必要ということにはならないのです。だから岩田委員も言いましたけれど、別にそこが区役所でなくなっても、例えば前期の議論で当局が出した行政センターというものがあります。そこに建物を置いておけばそのま

ままた防災拠点としても使えるわけで、あとは人の問題ということになると思います。だからそんなに7区を残す、区のそれぞれの線引きが絶対必要かというふうにはならないと僕は感じていますので、意見として言わせてもらいます。

○太田康隆委員 松下委員が言われることも分かります。いろいろ考えていくと、先ほど私が申し上げたように、合併前に町村の役場だったところを含めて区というものができた地域と、それから新しく浜松市を分割して人為的に区というエリアをつくっていったところの思いというのが、やっぱりいつもそこで違ってくるのかなと思うのです。本庁へ行ってしまったほうが楽だという思いはよく聞きます。中区は本庁と区役所が一緒になっていて、余計にその区別がつかなくなっているところもあるというふうにも思います。

○酒井豊実委員 災害対応のマンパワーという点では、コロナ禍は災害だという認識も持っていますが、そういうさなかの7月豪雨で、北遠天竜区は今もって被災地という状況にあります。そのときにどういう状況になったかというのは皆さんお聞きだろうと思いますけれども、道路だとか山崩れ等が中心であったので、天竜土木整備事務所はまさにパニック状態だったと思います。といいますのは、本庁の担当課から何度天竜土木整備事務所に連絡を取りたくて電話しても全然出ない。出ないはずなのです。みんな現場へ出てしまっただけで現場対応で必死になっている。国道・県道の対応で、夜も最初はガードマンの手当てができないものですから、職員がガードマンの役割を果たして旗を振るということもやったり、いろいろまだたくさんありますが、そういう状況でした。

それからコロナ禍でありますから、御案内のとおり、様々な給付金の対応を含めて、私が出会ったのは北土木整備事務所に所属する職員が複数名窓口対応していたというようなことの中で、コロナ禍の職員対応、それから今回の災害対応を含めて、職員の配置だとか全体的な様子を検証する必要があると改めて思っているのです。

これは部分的な職員配置の問題ですけれども、きちんと詰めていかないと、これが全市的な複合災害となりますと対応し切れない。それから正規職員が圧倒的に減らされている中での問題もあろうかと思っています。ぜひここを含めて検証していかないと、区の再編云々も具体的なところまでなかなか出て行かないのではないかと思います。

○高林修委員長 酒井委員、今日の協議はあくまで再編した場合のメリット・デメリット、再編しない場合のメリット・デメリットということでお聞きをしているわけです。確かに3番目として最適な行政組織の話もあるのですが、今回の被災でそういう状況が実際に出てきて、それを考えた上で、では再編するしないというお話とどうつながるのか、もう少し教えてください。

○酒井豊実委員 市の行革、定員適正化の絡みの流れの中で、今回の7月の事態というのも現在進行形で起きていると思いますので、さらに区を再編していくことによって、あるいは職員をさらに合理化し、あるいは再配置していくことの成り行きによっては、非常に大きなデメリットになる、区再編がデメリットを市民サービス上、まちづくり上もたらすと思っています。

○高林修委員長 そのことに関しては一言申し上げたいのですけれども、私は議員になってから定員適正化計画には真っ向から反対している人間なのですが、再編イコール定員適正化計画の推進というふうな想定の上での御発言というのはいかがなものかと思います。再編がイコール職員の削減につながるということは皆さんほとんど思っただろうしやらないし、前期の議論の中で確かに削減するという話はありませんでしたが、そこのところは申し訳ないのですけれども、少しお考えを改めていただきたいというふうに思います。

○関イチロー委員 この1から3までのことを総括してというか、再編云々ということの前提も含めてなのですが、違う視点から少し前に戻る話かもしれませんが申し上げたいと思います。合併をして政令市になったという過程の中で、その場にいた人間としての印象としては、何しろ合併をするべき、政令市になるのだという中で、この7区が生まれてきた。私の記憶では浜北区を一つの基準として、その人口に準じた格好でほかの区もつくりましたよというところであったのかなと。それゆえに浜松市を分けてというような経緯だったように思っています。その中で区というものができたときに、先ほども一つ話がありましたけれど、例えば地域力向上事業などでそれぞれの区が自分のところの特色は何だろうと。ただ先ほどの東区の話などになりますと、あれはもともとあったものをこの機会だからと出した、わざわざ掘り返したわけではないと私は思っているのです。それからまた、引佐3町であったりとか、先ほどの佐久間のNPOの話であるとか、そういうようなものも出てきたのだらうなど。それからまた、これだけの大きな規模になったために、アワビだとか林業だとかそれからウナギの話もありましたけれど、浜松市として捉えられるようになったのだと解釈しています。

ただその中においてですね、一つはそういうふうにして合併をして政令市になろうという中で起こってきた区の在り方というのは、合理性があったのかというところは少し疑問に感じるところではあるのです。ただそうしたときに3番目のところにも関わりますけれど、行政にとっての最適で必須な状態ということを考えたときに、やはり一番大事なのは市民サービスの継続ということでしょうし、それからそこには持続性というようなものが出てくるわけです。そのこのところのベースになる課題解決をどうしたらいいのだと、それから費用対効果、最適化というようなものが出てくるわけです。その観点で、果たして今の区の状態を続けていってそういうことは実現できるのだろうか、場合によるとこの格好ではない格好に変わることでよってそこにより近づける方法があるのではないかというようなことが視点としてひとつ必要なのかなと。今回のコロナのことで全国一律に何かをやろうとしても意外と難しい。この地方はこの地方の特色があったり、傾向があったりというようなところからいくと、それぞれの特性を考えながら、でもここは一つのまとまりになるよね、ここは明らかに地理的な条件が違うよねというようなことで、このまちを考えていくというようなことが必要なのかなと。私はこの3つの課題をいただいたときに、今まで皆さん方の視点とは少し違いますけど、そのように考えているような次第です。

○高林修委員長 そもそも話で非常に大事な視点だというふうに私も思っています。

先ほど太田委員がお話しされた、4月24日配付の資料ナンバー3の区における総合行政の推進に関する規則について、私からのお願いですが、これをもう一度見直しをしておいていただきたいと思います。

太田委員、このことに関しては先ほどもう発言をされたので特に補足はないですね。

○太田康隆委員 これを読むと、基本原則が4つありまして、区における総合行政の推進に関して住民自治の拠点であること、地域のまちづくりの拠点であること、総合的市民サービス提供の拠点であること、市政に関する情報の発信及び受信の拠点であるということです。区長の権限についても、本庁と協議するとか、本庁の部長に対していろいろと要求することができるとか様々あります。総合調整とは何だろうというと、縦割りのいろいろな組織があるのだけれども、本庁の部局に関わる事業であってもそのエリアに関する部局をまたいで調整したりするというのが総合調整機能だと思うので、その権限は区長にありますので、特に直轄事業所との意思疎通などを図りながらいろいろ仕上げていくことができる立場にあるものですから、そういう役割も発揮していただけるといいと思います。

それから、今どうなっているか知りませんが、区長の連絡協議会みたいなものがたしかあって、それぞれの区でいろいろな課題がある。そういうものをお互いに披瀝しながら課題解決の情報交換もす

るというような会議があるのだけれども、何年か前にあまり機能していないみたいな話も聞いたのです。いずれにしても、使い方によってこの規則はすごい威力を発揮できるのではないかと、それも申し添えておきたいと思います。

○高林修委員長 市民協働・地域政策課長、区長会議について何かありますか。

○市民協働・地域政策課長 区長連絡会議というものと区協議会会長会議というものがあり、今太田委員がおっしゃったのは区長連絡会議だと思いますが、おおむね月1回程度開催しておりまして、区長同士の情報交換、あるいは本庁からの連絡事項なども伝えており、機能しているものと考えております。

○太田康隆委員 その点もこの規則に書いてありますね。

○高林修委員長 市民協働・地域政策課長、私からも1点質問なのですが、区長連絡会議と区協議会会長会議があると思うのですが、区協議会会長会議には区長は出ているのですか。

○市民協働・地域政策課長 区協議会会長会議は、ものによっては区長が出ていただくものもあります。あと区の担当者が情報を共有することが必要になりますので、事務的には同行を求めています。

○高林修委員長 分かりました。

今日のところはメリット・デメリットなどで申し上げますが、表裏ではありますけれども、3の最適な行政組織についても、まだ御発言の不足の方というか、お話しされていない方がいらっしゃったらおっしゃってください。

○波多野亘委員 メリット・デメリットのところを私なりに考えてきましたので発表させていただきたいと思いますが、ただこれは具体的なとか、そういったものもないものですから、何かしら前提をつけないとということで、私が前提としてつけさせていただいたのは、昨年12月18日に出された当局から出された新たな区再編案、北遠と西遠の2区案のほうをサンプルにして考えました。参考として出された衆議院の8区と衆議院の7区、3区の2区案だと、校区が分断されたままのエリアが残りますので、参考ではない案のほうで考えたもので語らせていただきたいと思います。

その中で、7月27日の委員会での行程3-1の区の現状の検討のところで、区の現状課題と対応について、会派としては、学校区、警察署管轄以外は再編しなくても解決できる課題としているということ、あと先ほども岩田委員に元あった区役所はどうするのですかみたいな話を聞きましたけど、そういった様々な前提がないと、なかなかはっきりとメリット・デメリットというのは言えないということを前置きとして言っておきます。

メリットとしては、先ほども付け足しで言いましたが、学校区の分断の解消、それから警察署の管轄が一致するということです。あと再編のスケールメリットにより生み出された職員を有効に配置、あるいは削減できる、元区役所を解体すれば維持費が不要となる、これは太田委員がおっしゃられたものと同じようなところですね。

デメリットとして考えられることですが、（仮称）北遠区、今の天竜区以外のところでは、区役所までの距離が遠くなりますし、その分、アウトリーチで出かけるのも遠くなります。それから、先ほども少し触れた7月27日の委員会の行程3-1の区の現状の区制施行によってよかったことの中にも書いてありますが、区制施行によって待ち時間が短くなったり、駐車場の心配がなくなったという声がある反面、逆に合区をするとそれらはまた待ち時間が増える、駐車場が混雑するということと考えられると思います。それから、1つの区役所になりますから、どのような形で職員を配置していくかにもよりますが、執務スペースなどの確保というのが課題になってくると思います。ただし、今のコロナ禍における働き方改革、それから今後のデジタル化によって、デメリットの3つ、待ち時間、

駐車場、職員の執務スペースといったものは解消されることも考えられますが、これは何も再編をしたから解消ができるというよりも、7区を生かしたような形であってもデジタル化によって大きく変わってくるということが言えると思います。

令和元年12月18日に示されたところ辺からはそのあたりしか読み取れないのですが、ただ、課題というか疑問というか、そのあたりが明確になるともっとメリット・デメリットも明確になってくるのかなと思っているのです。当然西遠区は一つになって大きくなりますので、そうなったときに法定の区協議会以外に住民自治をより推進していくために下部組織といいますか、中間組織を自治会との間につくるのかどうかだとか、あるいは先ほども元の区役所をどうするのですかということを知りましたが、どこで何の市民サービスを提供するのか、提供場所とその提供業務の内容によってメリット・デメリットも大きく変わってきます。

それから、元区役所はどうするのか。解体なのか維持なのか。そして太田委員も指摘しましたが、防災拠点、例えば引佐協働センターだとか第1種のところは防災拠点としての役割も事務分掌の中で入っていたりするようなことがあります。あとは人口バランスによる弊害だとかというのはそれを起きないようにするようなシステムがどういうふうになってくるのか。それから地域や区特有の文化、催し、先ほども広くなってもそれはやっていくのではないかみたいな話もありましたけれど、そういったことやその所管、そういったものをまとめる中間組織というのはそれぞれにつくっていくのかだとか、こういったあたりがより明確になっていくことによって、メリットですね、デメリットですねということは言えるようになってくるのではないかなと考えております。

再編をしない場合のメリットですけれども、それは先ほど来申し上げているように、行程3-1でそれぞれの会派から出された区制施行によってよかったことというものが、逆に少なくなってくる可能性があるということが言えると思います。

メリット・デメリットの部分でいうと、先ほど再編する場合のメリット・デメリットを見ましたが、そのひっくり返しというようなことかなと感じています。

先ほども言いましたが、様々な前提だとかは分からないものですからこれぐらいしか言えません。ただ太田委員も触れましたけれども、区の総合行政の推進に関する規則だとか、あるいは専決規程や事務分掌条例によって、何の業務をどこで解決していくのかというものは指定して、実際にそれを動かしていくことができるので、人を増やしたからだとかそういうことでなく、そういった制度をどういうような形で使っていくのかだとかという課題として様々考えなければいけないことというのは今のままでも当然あるし、再編をしても考えなければいけないということは感じております。

○高林修委員長 確かに多少具体的な条件がないと発言できないというのは十分承知してはいたのですが、過程でも結構ですので、今波多野委員のおっしゃったように、例えば衆議院選挙区8区と7区と3区を想定してメリット・デメリットをおっしゃっていただいても結構ですので、いかがでしょうか。

○鈴木育男委員 皆さんほとんど押さえるところは押さえた議論をされていたので、私はまるっきり違う視点で発言します。区制度への移行というのは、それぞれ地域の住民にとってどうだったかみたいなものがありまして、その結果どうということかという、1区の浜北は別ですが、合併市町村のところは簡単に言うと行政が遠くなってしまった。もともと役場があったのがなくなってということですから、それはそうですね。それからもっと言えば地域自治区などがなくなってという話があります。旧浜松はどうだかというと、一つだった旧浜松が分断されて区ができた。逆に言うと行政が近くなったというところ。これが区制度の移行が住民にとってどうだったかのまず一番大きな結果です。こうい

う形があって、その後の政令市移行後、浜松は組織の見直し、すなわち行革と合理化を一生懸命やってきたわけです。私も議会としての思いもいろいろありましたが、正直言ってそれを追認してきたことだけは確かです。そうして今の形になっているということを認めた上で、先ほどの話に戻ると、旧の市町村では要するに地域自治区や地域協議会がなくなって、町や村だった住民の地域の絆みたいなものが断ち切られていって、住民は分かっているにもかかわらず、何がどこに行ったか分からないフラストレーションがたまっているということが現実にあります。ひとつの浜松だと言うけれど、行政不信につながっているところがあって、何を言ってもしょうがない諦めムードみたいな部分も私のところにも聞こえてくる場合があります。

こういうところをどうしましょうかという視点も、この区の再編にとっては見るべき視点ではないかと思ったものですから、それを住民の気持ちにどう寄り添って地域課題を解決したり、市民協働による活性化などで、当たり前の話だけれど、地域自治の推進のためにどういうことをしたらいいか、行政機能をどう強化できるのかとか、逆にそういったことをすることによって、その地域の活性化を図っていくというひっくり返しがある。もう一つのひっくり返しは、浜松にはそれがないのです。周辺地域は非常にこういった形のつながりというのはすごいものがあるだろう。私どものところでもなかなか自治会の加入率はいいですけど、今年みたいにコロナだとやることが何もない。祭りも何かも一切中止で地域のことは何も関わっていないみたいなことになって、来年どうなるかと心配しているのです。逆に浜松にもそういったことができる組織や地域をつくっていきたいということがあります。そのために行政組織のいろいろなことを変えていったり、ひとつの浜松の全体を見的过程中でどういうことができるかということの頂点が私は区の再編だと思っています。そして新たな行政組織をどうするか、市民による市民により寄り添うような行政組織をどうつくるかの頂点が私は区の再編だと考えていて、そういう組織をつくり上げていくというような意味において、区の再編はメリットだと私は思っています。

○高林修委員長 ありがとうございます。

先ほど太田委員のお話の中で、3についてはまだ御自分の中で整理がついていないとおっしゃってました。次回までに整理をして、できれば冒頭で話をさせていただいても結構です。そのときの委員会の運営もありますが、ぜひ3についてはほかの方もそうですね。

○太田康隆委員 これまで行程1、2、3とずっとやってきて、ここで区再編のメリット・デメリットについて議論しているわけですが、再編をするということであれば何を目的にしてどんな再編をしていくかというあたり、その目指す目的、そういったこともこのメリット・デメリットという言葉の中にはあると思います。何のために区を再編するのかというあたりは、実はこの3のところでもまだ余り触れられていなかったもので、次回、区の在り方とか浜松市の未来も含めて最適な行政組織とは何だろうかということを議論することと併せて、区を再編するとすると何を目的にしてやるのかというあたりもぜひ私は聞きたいと思うのです。そうしないとどんな浜松を目指すのかということが見えてこないのです。区を再編していくことによって当然損なわれるものがあるでしょうし、浜松の未来を語る上で今までずっと7区のそれぞれ区を目指すところもうたっているわけですので、ぜひそんなことも含めて議論をしていただけるとありがたいというお願いです。

○高林修委員長 太田委員、私の理解の不足かもしれませんが、何を目的にという問いかけに対して、こういうメリットがあるから再編するということでは答えにはならないのですか。

○太田康隆委員 僕のメリット・デメリットということに対する解釈が間違っているのかもしれませんが、メリットというのはそのことによって何か獲得できることですよね。デメリットというのは逆に

獲得できない、失ったり、損なったりすることですよね。だからどの部分を拾って、どこまでデメリットが出てこれはやるというような、それが行政組織を変えていくということの意味だと思いますので、完璧なものにするためにまたこの先議論をしていくのでしょうかけれども、こういうところにこういうおそれがあるのはこういうふうにして解消していくとか、本庁と区とそれから協働センター、あるいは直轄事業所、そういったものの役割をもう一度きちんと整理していくことで浜松の未来のためにこうやっていこうという議論になっていくのでしょうか。だからメリット・デメリットというところだけで言っていると、何のためにやるのかということにはなっていないとか、浮かばない、すっとんと落ちないのです。

ですので、この行程に沿って議論していくということの冒頭に、こういうものも入れたほうがいいとか、これはもういいのではないかとか、そういう取捨選択、修正も含めて行程に沿って議論していきましようという形だったと思うので、それであえて言っているわけです。何のためにやるのかというのが非常に重要な要素なのかなと思いますので、ぜひ……。

○高林修委員長 前回の委員会の中でも……。

○太田康隆委員 ぜひそしゃくして次の議論につなげていただければ。

○高林修委員長 前回の委員会の中で波多野委員も加除という言葉が使われたので、加える部分もあるのでしょうかけれども、なかなかこれは難しい問題で、やはり私の理解がないのか、何を目的にということについてはすみません、そしゃくしてきます。

再度お願いなのですが、先ほどの区の総合行政推進に関する規則については、くどくて申し訳ないのですが、ぜひもう一度読んできていただきたいと思います。

それで、2時間が過ぎました。行程3-2が一応区の再編の必要、必要ではないを決める最後のところになってはいるのですが、きょうのメリット・デメリットも多分出尽くしていない部分もあるし、先ほどの太田委員の発言もあるので、次回に持ち越しはしたいと思っています。太田委員、申し訳ないのですが、一番冒頭におっしゃられたことですが、この3のところの項目は、浜松市にとって最適な行政組織とは何かということのほうがよろしいのでしょうか。

○太田康隆委員 区の在り方を議論していく中で、先ほどからの繰り返しになりますけど、本庁、区役所、出先機関の役割分担も含めて、区に何を担わす、区をどういう位置づけにするのかということが必ずしも皆さん同じ理解ではなかったと思います。その際、当然ですが、最適な行政組織を目指すという中に区というものもあると思われますから、最適の理解をこの前概念的にはしましたので、そこらへんも含めて議論していけばいいのかなと思います。

○高林修委員長 いいのですか。

○太田康隆委員 次のときに議論できればいいかなと思います。

○高林修委員長 議論できればというか、議論しなければいけないと思っていますので、今の太田委員の発言を受けて、私もこの3について表現が悪くて申し訳なかったのですが、浜松の未来に向けて区の意義とか在り方について次回は議論していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

ほかに何かここで御発言のある方がいらっしゃったら、先ほど申し上げたように2時間過ぎましたので、本当はもう少し長くやりたいのですが、コロナのことがありますので、よろしいでしょうか。何か今ここで言うておかなくてはいけないということがあったらぜひここでおっしゃってください。

〔発言する者なし〕

○高林修委員長 それでは、行程3-2区再編のメリット・デメリットについてはという表現で申し

訳ないのですが、もう少し時間が必要と思われますので、本日はここまでとし、改めて協議の場を設けることといたします。

次回は9月11日金曜日午前10時から委員会を開催し、引き続き協議いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで資料請求について、改めて皆さんにお願いをいたします。

次回9月11日の協議にあたり、当局への資料請求がある場合は私まで資料要求依頼書の御提出をお願いいたします。提出の期限は9月1日となりますので、よろしくお願いいたします。決めつけてはいけませんが、今まで出された資料で相当な議論ができと思っていますので、まだ不足だというものがあれば当然今皆様の頭の中にはあると思いますので、大変申し訳ないのですが9月1日ということを示させていただきます。提出をしていただきました資料要求依頼書につきましては、議会事務局から当局に提供いたしますので、当局から内容確認の問い合わせがありましたら御説明いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

15:42